

新旧対照表

神奈川県建築基準法取扱基準

※下線部が改訂箇所

新	旧
<p>5－1－5 盛土がある場合</p> <p>(略)</p> <p>(1) 建築工事に先立って行われた盛土 建築確認時に造成が完了しているもの。ただし、都市計画法に基づく開発許可、<u>宅地造成及び特定盛土等規制法</u>又は<u>旧宅地造成等規制法</u>（以下「盛土規制法等」という。）に基づく許可（以下「許可」という。）を受けて行われた盛土でない場合には、周囲の状況を考慮して行われたものに限る。</p> <p>※擁壁を築造する場合は工作物確認が必要な規模か否かは問わない。</p> <p>※築造する擁壁が、工作物確認が不要な規模のものであっても、令第142条に定める擁壁の規定に準拠した適切な構造とする。</p> <p>(2) 開発許可・<u>盛土規制法等</u>による許可に基づく盛土 (略)</p>	<p>5－1－5 盛土がある場合</p> <p>(略)</p> <p>(1) 建築工事に先立って行われた盛土 建築確認時に造成が完了しているもの。ただし、都市計画法に基づく開発許可又は<u>宅地造成等規制法</u>に基づく許可（以下「許可」という。）を受けて行われた盛土でない場合には、周囲の状況を考慮して行われたものに限る。</p> <p>※擁壁を築造する場合は工作物確認が必要な規模か否かは問わない。</p> <p>※築造する擁壁が、工作物確認が不要な規模のものであっても、令第142条に定める擁壁の規定に準拠した適切な構造とする。</p> <p>(2) 開発許可・<u>宅造許可</u>に基づく盛土 (略)</p>